

<廃棄物該当性の判断における総合判断説とは>

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

- ①物の性状 — 品質を満足し、生活環境の保全上の支障発生の恐れがないこと
- ②排出の状況 — 品質管理され、需要に沿った計画的なものであること
- ③通常の見取り形態 — 市場が形成されており通常廃棄物として処理されていないこと
- ④取引価値の有無 — 有償譲渡で、客観的合理性があること
- ⑤占有者の意思 — 適切に利用し、有償譲渡の意思が認められ、または放置、処分
の意思が認められないこと

ふるい下残さ(廃棄物)か、資材として扱えるかを判断する重要なポイントです！



<ふるい下残さの法的要件>

環産第110329004号
平成23年3月30日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長殿
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長
建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について(通知)
建設廃棄物処理指針(平成22年度版) 抜粋

【安定型産業廃棄物の取扱い】

安定型産業廃棄物のように見える物であっても、排出から処分までの間に安定型産業廃棄物以外の物と接触し、又は混在したこと等によりこれらが付着又は混入しているおそれがあるもの、廃棄物となる際に安定型産業廃棄物になる物とならない物から成る複合材が廃棄物となったもの(例えば木片や木材繊維を含むセメント板、紙粉を圧縮した後にセメントで固めたもの)、**建設混合廃棄物から安定型産業廃棄物を選別した際に生じた残さ(いわゆる「ふるい下残さ」)**は、**安定型産業廃棄物として取り扱うことはできない。**

【建設混合廃棄物の取扱い】

建設工事から発生する廃棄物で、安定型産業廃棄物(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類等)とそれ以外の廃棄物(木くず、紙くず等)が混在しているものを建設混合廃棄物という。この処理にあたっては、総体として安定型産業廃棄物以外の廃棄物として取り扱い、中間処理施設又は管理型最終処分場において適切に処理しなければならない。

なお、**建設混合廃棄物から安定型産業廃棄物を選別(手、ふるい、風力、磁力、電気等を用いる方法により)し、熱しゃく減量を5%以下とした場合、当該廃棄物は安定型産業廃棄物として取り扱うことができるが、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が5%まで含まれていてもよいということではないことに留意する。**

建設廃棄物を選別設備で選別した結果、熱しゃく減量を5%以下とした安定型産業廃棄物を、埋立てまでの間に、紙くず、木くず、繊維くず等安定型産業廃棄物以外の廃棄物が付着混入することがないようにした場合に限り、当該選別物は安定型最終処分場で処分することができる。選別しても、安定型産業廃棄物に該当しないものは、管理型最終処分場で処分すること。

安定型産業廃棄物以外の廃棄物は、地中にある空間を利用した埋立処分を行ってはならない。

排出事業者の皆様へ

委託している処理業者は大丈夫ですか？

排出事業者は最終処分が終了するまで、産業廃棄物の適正処理の確保のための措置を講じなければなりません。そのためには信頼できる処理業者に委託することが最も重要です。

処理業者チェックの3原則

1. 許可品目・処理能力を確認していますか？

- 委託する産廃業者の処理能力は大切なポイントです。処理能力がないのに大量に廃棄物を受け入れると不適正処理に繋がります。

2. 二次処理先委託の実績を確認していますか？

- 石膏ボードの委託先や、ふるい下残さなどの管理型産廃の委託先、委託実績があるか確認が必要です。もし確認ができない場合は、不適正処理に繋がっている恐れがあります。また、委託契約書に記載されていない二次処理先に搬出していないかも合わせて確認しましょう。

3. 品目別に適正な搬出量が確認できますか？

- 石膏ボードやふるい下残さなどは受入量に見合った量が、適正に搬出されているか確認してください。

建廃協では、

「自主管理システム」と

「ふるい下残さ適正処理ガイドライン(案)」

で適正処理を担保します



建設廃棄物協同組合
TEL:03-5159-8171

安心・安全な廃棄物処理のために！ 建廃協の取り組み

建設廃棄物協同組合「自主管理システム」

建設廃棄物協同組合では、処理の信頼性確保のため、**二次処理先の実名・委託量を公表**する「自主管理システム」を構築し、日建連とともに実績データの検証を行っています。

自主管理システムによる施設確認のポイント！

- 受入量と処理能力は適正か？
- 受入量と搬出量の整合性はあるか？
- 二次処理先は適正か？委託契約書通りか？
- 石膏ボードやふるい下残さは適正量処理されているか？
- 管理型埋立処分場へ適正量委託されているか？
- 有価物は本当に価値があるものとなっているか？
- 工場は適正に稼働し、処理・管理されているか？

など



ふるい下残さ適正処理ガイドライン(案)

建設廃棄物協同組合では、処理の信頼性確保のため、「自主管理システム」と合わせ、「ふるい下残さ適正処理ガイドライン(案)」を策定しました。**総合判断**により廃棄物として判定される場合には、ふるい下残さとして取り扱います。

ふるい下残さの一般的な適正処理方法例

- ・管理型埋立処分
 - ・セメント原料として再資源化
 - ・再生砕石の粒度調整材(概ね5%~10%程度の添加)として再資源化
 - ・溶融スラグとして再資源化
- など

ガイドラインに示す廃棄物該当性判断のポイント！

— 資材として単独利用するためには、下記項目を満たさなければなりません —

■ 環境的要素(物の性状・排出の状況)

- 目視による異物混入がないこと
- 熱灼減量5%以下またはTOC5%以下、溶出水のph5.8~8.6であること
- 石膏粉、アスベストが混入していないこと
- 重金属混入が土壤環境基準を満たしていること
- 長期にわたり保管、堆積されないこと(即時利用)
- 品質管理された商品であること

■ 経済的要素(取引価値の有無)

- 有用物であり、かつ、有償譲渡が明確になっていること(売買契約書)
- 買取先に運搬費、保管費などの名目で料金を支払っていないこと
- 自社工場渡して、有償譲渡がされていること
- 運搬は自社にて行うこと
- 客観的に合理性があること

■ 取引形態

- 使用目的が明確であり、確実であること
- 広く資材としての市場が形成されていること

ふるい下残さを卒業！

H25年7月計画/実績表

計画	リサイクル率 92%以上	実績	リサイクル率 97.18%
マテリアルリサイクル	59.32%	サーマルリサイクル	37.86%
		エミッション	2.82%

品目別搬入実績

品目	搬入数量	品目	搬入数量
がれき類	429.80	がれき類	2,931.80
紙くず	991.74	紙くず	917.40
木くず	1,840.85	木くず	2,850.10
ガラス陶磁器	237.91	ガラス陶磁器	573.50
石膏ボード	228.70	石膏ボード	955.30

品目別仕様先別搬出実績

大品目	中品目	仕様先	M.T.E (m³)	品目別搬出数量 (m³)
がれき類	コンクリートがら アスファルト・コンクリートがら その他がれき類	日本橋組	1,430.00	
		アノノ組合	1,430.00	
		日本橋組	51.50	
紙くず	紙くず(ダンボール)	金子製紙	1,291.00	2,133.50
		清宮	41.00	1,332.00
木くず	木くず(高生可能)	新立本	2,443.00	
		アコード	312.00	
陶磁器	ガラスくず 陶磁器くず	三興製作所	434.00	4,179.00
		三興製作所	98.00	43.00
石膏ボード	石膏ボード(高生可能)	アコード	134.00	1,290.00
		キプロ	1,054.50	9.92%
リサイクル	石膏ボード(高生可能)	三興製作所	1,189.50	9.46%
		三興製作所	1,189.50	
金属くず	金属くず	三興製作所	78.00	
		三興製作所	33.00	
清拭器	清拭器	三興製作所	18.00	1,697.00
		三興製作所	278.00	12.08%
安定型廃棄物	安定型廃棄物	三興製作所	810.00	18.00
		三興製作所	202.00	253.00
管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	三興製作所	100.00	
		三興製作所	234.00	
その他	その他	三興製作所	47.00	
		三興製作所	217.00	
その他	その他	三興製作所	39.00	
		三興製作所	423.00	

自主管理システムでの開示例

総受入量に対して、石膏ボードやふるい下残さの二次処理委託量(有償売却含む)量は、受け入れる廃棄物の質(新築工事、解体工事の割合の違い等)や処理施設の内容により異なります。おおよそですが、

- ・石膏ボードで10%強程度
- ・ふるい下残さで5%弱程度

がそれぞれ二次委託されてます。それらが全く搬出されていないのは??



「ふるい下残さ」とは建設混合廃棄物の選別処理において生じる残さで、概ね10mmアンダーのふるい目を通じた土砂混じりのもの。**安定型廃棄物として取り扱えない管理型混合廃棄物。**

茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川の1都6県は、ふるい下残さ単独での埋め戻し等による資材利用を認めていません。

…平成25年8月建廃協アンケート結果